

鴨川市議会ハラスメント防止条例逐条解説付

二元代表制の下、市民から負託を受けた議員は、公共の福祉の増進を図ることを基本とするとともに、その役割を深く自覚し、品位と名誉を守り、本市の発展のために尽力しなければならない。

ハラスメントは、相手の人格及び尊厳を侵す人権問題であり、被害者の心身に影響を及ぼし、職務への支障にもつながり、ひいては市民サービスを低下させ、並びに鴨川市議会（以下「議会」という。）に対する社会の信用及び信頼を失わせる行為である。

よって、議会は、全ての議員及び職員が個人としての人格を尊重し、相互の信頼を深め、快適に働くことができる環境を確立することで、地方自治の本旨に基づく互いの役割を十分に発揮することができるよう、ハラスメントの根絶及び未然防止に努めることを決意し、この条例を制定する。

【解説】

前文は、本条例の制定にあたり基本的な考え方を表しているもので、議員としての理念を示し、ハラスメントの根絶と未然防止への決意を宣言しています。

（目的）

第1条 この条例は、議員間のハラスメント及び議員から職員に対するハラスメントの防止並びにその根絶のために必要な事項を定め、もって市民から信頼される品格ある議会の実現に資することを目的とする。

【解説】

本条は、この条例の目的を定めるものです。

前文の趣旨に沿って、市民から信頼される品格ある議会の実現に資するべく、議員及び職員が個人としての人格を尊重し、相互理解を深め、快適に働くことができる環境を確立するため、議員によるハラスメントの防止と、その根絶を目的としています。

（定義）

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) パワー・ハラスメント 職務上の権限、地位等の優位性を背景に適正な範囲を超えて他の者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、その者の人格若しくは尊厳を侵害し、又はその者の勤務環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。）を害する言動をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動をいう。
- (3) 妊娠、出産又は育児に関するハラスメント 妊娠又は出産に関する他の者の勤務環境を害する言動及び妊娠、出産又は育児に関する制度又は措置の利用に関するその者の勤務環境を害する言動をいう。
- (4) 介護に関するハラスメント 介護に関する制度又は措置の利用に関する他の者

の勤務環境を害する言動をいう。

- 2 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職に属する職員（議員を除く。）をいう。

【解説】

本条は、この条例で使用する用語の定義を定めています。

各ハラスメントについては、鴨川市職員ハラスメント防止要綱のほか、人事院規則（人事院規則10-16（パワー・ハラスメントの防止等）、人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）及び人事院規則10-15（妊娠、出産、育児及び介護に関するハラスメントの防止等））に準拠しており、男女雇用機会均等法や労働施策総合推進法等の民間法制のように職場等に限定はないため、職員の勤務時間外や庁舎内外の場所を問わず、ハラスメント対象となるものとしています。

第2項、職員は、まず本市に勤務する一般職の職員を指しますが、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、同法第22条の3第4に規定する臨時的任用職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）の規定に基づき任期を定めて採用された職員もその範囲に含みます。

また、特別職として、市長、副市長、教育長、鴨川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第37号）に定めのある非常勤特別職にある者も該当します。

（議長の責務）

- 第3条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、ハラスメントと認める行為があったときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

【解説】

本条は、議長の責務を定めています。議長は日頃から議員によるハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメント行為が認められたときには、迅速かつ適切に対応し、第7条の規定のとおり、当該議員に対し、指導、助言、注意又は氏名の公表等の必要な措置を講じなければならないことを規定しています。

（議員の責務）

- 第4条 議員は、市民の代表者として常に高い倫理観をもち、ハラスメントが個人の人格及び尊厳を不当に侵す人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止及び根絶に努めなければならない。

- 2 議員は、自らの行為がハラスメントの疑いがあると他の者から疑われたときは、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。
- 3 議員は、議員間のハラスメント又は議員から職員に対するハラスメントに当たる行為があると認める事態に遭遇したときは、当該行為を行っている議員に対し厳に慎むべき

旨を指摘するよう努めるとともに、議長に対し当該事態を報告しなければならない。

【解説】

本条は、議員の責務について定めています。

第1項は、議員は、ハラスメントが個人の人格や尊厳を不当に侵す人権侵害に当たることを認識し、市民の代表者として常に高い倫理観を持って、ハラスメントの防止及び根絶に努めなければならないことを規定しています。

第2項は、議員は、自らの行為がハラスメントに当たると疑われたときは、説明責任を果たし、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにしなければならないことを規定しています。

第3項は、議員は、他の議員のハラスメントに当たる言動を見たときは、その者に対して注意するよう努め、議長に報告しなければならないと規定しています。

(研修等)

第5条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るために必要な研修等を実施しなければならない。

【解説】

本条は、研修会等の実施について定めたものです。

議長は、ハラスメントに関する議員の知識を深め、その発生を未然に防止し、ハラスメントを根絶するために研修等を行わねばならないと規定しています。

(事実関係の把握)

第6条 議長は、議員から第4条第3項の規定による報告があったとき、又は議員若しくは職員からハラスメントに関する申出若しくは相談があったときは、必要に応じて申出者、相談者又は当事者等に対して事実関係を把握するための調査を行わなければならない。

【解説】

本条は、議長が議員や職員からのハラスメントに関する苦情の申出や相談を受けた際の事実関係の確認等に関して定めたものです。

議長は、議員からのハラスメントに関する苦情の申出や相談を受けた場合には、事実関係を把握するため、申出者、相談者及び当事者等から必要に応じて調査を行うこととします。苦情の申出や相談等は、原則議会事務局で受け付け、被害者に寄り添いながら、被害状況や希望する対応等について聞き取り等を行い、事務局長から速やかに議長へ報告します。

(対応措置)

第7条 議長は、前条により議員によるハラスメントがあったことを認めるときは、当該議員に対して、指導、助言、注意又は氏名の公表等の必要な措置を講じなければならない。

い。

【解説】

本条は、議員によるハラスメントがあった事実を確認したときには、議長は当該議員に対して、指導、助言、注意又は氏名の公表等必要な措置を講じなければならないことを定めています。

(審査委員会)

第8条 議長は、第6条の調査により議員によるハラスメントがあったことを認めるときは、その解決策を協議するため、必要に応じて審査委員会を設置することができる。

2 審査委員会は、議長からハラスメントに関する審査の申出があったときは、迅速かつ公正に解決策を協議するものとする。

3 審査委員会の組織及び運営については、議長が別に定める。

【解説】

本条は、議長は、議員によるハラスメントの事実を認めた際には、迅速かつ公正にその解決策を協議するための審査委員会を設置することができることを規定しています。

なお、審査委員会の運営及び構成については、議長が別に定めることとしています。

(被害者等のプライバシーの保護)

第9条 議員は、ハラスメントの被害者及び関係者のプライバシー保護に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【解説】

本条は、議員はハラスメントの被害者のプライバシーを保護しなければならないことを定めています。ハラスメント事案は、非常にデリケートな問題であり、特に被害者に対しては、その後の生活等へ不利益が生じることがないように、そのプライバシー保護に十分配慮しなければなりません。

議員は、現に議員の職にあるとき及びその職を退いた後においても、被害者のプライバシー確保に十分配慮するとともに、当該ハラスメントに関して知り得た秘密を、他者に漏洩してはならないことを規定しています。

(議長職務の代行)

第10条 議長が調査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象となったときは、年長の議員がこの条例に規定する議長の職務を行うものとする。

【解説】

本条は、議長が当該調査の対象となった場合、この条例に規定する議長の職務は副

議長が行うこと、正副議長がともに当該調査の対象となった場合は、年長議員が議長の当該職務を行うことを定めています。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

本条は、この条例の施行に関し、その条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めることとしています。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

この条例は、公布の日から施行することを定めるものです。